

上島町工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、上島町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 上島町が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

(工事費内訳書の提出と期限)

第3条 内訳書の提出時期と提出方法は、次によるものとする。

- (1) 紙入札により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 電子入札により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付しなければならない。ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、上島町電子入札運用基準5-3に定めるとおりとする。
- (3) 電子入札システムから紙入札に移行した者は、上島町電子入札運用基準2-4に定めるとおりとする。
- (4) 入札担当課が提出方法及び提出期限を別に定めたときは、この限りではない。

(記載事項等)

第4条 工事費内訳書の記載事項、内訳書及び様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 記載事項

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（町との契約締結について委任がある場合は、受任者。共同企業体の場合は代表構成員。以下同じ。）の職名・氏名及び代表者の印鑑

エ 工事費の内訳

(2) 内訳

工事費内訳書は、当該工事に係る設計書（金額抜き）の各項目に対応する単位、数量及び金額を表示したものとし、最低限表示する項目のレベルは次のとおりとする。

ア 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）

(ア) 工事区分

(イ) 工種

(ウ) 種別

ただし、細別以下を掲載しても可とする。

イ 建築関係工事（建築工事積算基準によるもの）

(ア) 種目

(イ) 科目

(ウ) 中科目（建築一式工事を除く。）

ただし、小科目以下を掲載しても可とする。

ウ その他の工事（その他の積算基準によるもの）

原則として、土木・建築関係工事に準じて作成すること。最低限表示する項目レベルは、大項目から3段階下までとする。ただし、特に必要があると認める場合は、入札担当課が別途指示するものとする。

(3) 様式

用紙サイズはA4とし、当該工事の設計書（金額抜き）に準じて作成すること。

(工事費内訳書の説明要求)

第5条 入札担当課は、提出された工事費内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認められるときは、当該積算内訳書を提出した者からその事項についての説明を求めることができる。

(入札の無効)

第6条 各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(1) 内訳書が未提出の場合

(2) 提出された内訳書が未記載である場合

(3) 工事名を確認できない場合

(4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合

(5) 第5の規定により説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者の入札

(6) 上島町財務規則第97条の規定に該当した場合

(提出に当たっての注意事項)

第7条 内訳書の取扱については、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札担当課は、入札に関し談合の事実があったと疑うに足る証拠を得た場合は、当該入札に係る工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することができる。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告し、又は通知する入札について適用する。